

清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
番号 18 ベンゼン（案）

（前略）

上記の論点を踏まえ、遺伝毒性発がん物質であり、耐容一日摂取量は設定できないと判断した。

しかし、WHO 飲料水水質ガイドラインでは発がん物質であっても 10^{-5} を無視し得るリスクレベルと判断している。

清涼飲料水のベンゼンの基準値を設定する際には、過剰発がんリスク 10^{-5} レベルである WHO における $10 \sim 80\mu\text{g/L}$ 、EPA における $10 \sim 100\mu\text{g/L}$ 及び水道水の水質基準 $10\mu\text{g/L}$ を勘案し、実現可能なレベルでできるだけ低く設定することが重要である。

（後略）